

# 静岡県下水道技術研究会定款

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、静岡県下水道技術研究会と称し、事務所を会長社内  
内に置く。
- 第2条 本会は、静岡県内の下水道事業の普及及び改築更新技術に協力する  
と共に、会員の施工技術の研究、向上等により、県民の生活環境整  
備推進に寄与するものとする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 下水道工事の技術及び事業経営の向上に関する調査、研究  
及び研修。
  2. 関係行政機関、団体等への陳情。
  3. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 則

- 第4条 次の資格を有するものは、役員会及び総会の議決を得て本会の会員  
となることができる。
1. 静岡県内に本社を置き、土木工事の特定建設業の資格を持つ  
建設業者であり、本会理事2名以上の推薦を得た者。
- 第5条 会員は、役員会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 1 入会金（第4条に定めるところにより、承認を得た後速やかに  
入会金として10万円を納入するものとする。但し、退会の  
際に返金はないものとする。）
  - 2 年会費 （1社あたり 20万円）
  - 3 臨時会費（その都度）

第6条 会員は、次の事由により退会する。

1. 第4条に規定する資格を失ったとき。
2. 退会の届け出をしたとき。

第7条 会員が、次の各号の一に該当した時は、役員会の決議により除名する事が出来る。

1. 会費を2年以上納入しないとき。
2. 会の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

### 第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- 顧問：（必要に応じて）会長：1名、副会長：2名  
理事：（会長、副会長を含む）若干名  
監事：若干名

第9条 顧問、会長、副会長、理事及び監事は役員会で選任し総会において承認する。

第10条

1. 会長は本会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 役員は役員会を組織し、その決議を以て会務を執行する。
4. 監事は業務および会計を監査する。

第11条

1. 役員任期は就任の日から2事業年度経過後に開かれる通常総会の日までとする。但し再任は妨げない。
2. 役員は任期満了後も後任者が就任するまで、必要な職務を行なう。
3. 役員が途中交代する場合は、臨時役員会を開催し承認するものとする。

## 第4章 会 議

第12条 総会及び役員会の議長は会長とする。

1. 会長に事故あるときは、副会長がこれにあたる。

第13条 総会は通常総会と臨時総会の2種とし、通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、会長が招集する。

第14条 次の事項は総会で議決する。

1. 事業計画の決定
2. 予算及び決算の承認
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他役員会で付議する必要があると認めた事項

第15条 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

第16条 役員会は会長が招集する。

1. 役員会の議事は出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第17条 役員会においては次の事項を決議する。

1. 事業の執行に関すること
2. 定款で定められた事項

## 第5章 技 術 委 員 会

第18条 会長の諮問に応えるため技術委員会を置くことができる。

1. 技術委員会に関する規定は役員会で定める。

## 第6章 事務局

- 第19条 本会の事務を処理するため事務局を置く。  
1. 事務局に関する規定は役員会で定める。

## 第7章 会計

- 第20条 本会の経費は、会費および他の収入をもって支弁する。
- 第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る。
- 第22条 会長は次の書類を作成し役員会の決議を経た上、総会に提出して承認を求めなければならない。  
1. 事業計画書  
2. 収支予算書
- 第23条 会長は次の書類を作成し役員会の決議を経て、監事の監査を受け、その意見を付して総会に提出し承認を求めなければならない。  
1. 事業報告書  
2. 収支決算書

## 第8章 解散

- 第24条 本会が解散した時は、会長および総会で選任された役員が清算人となる。

## 付 則

この規定は平成6年2月3日から施行する。  
この規定は平成22年6月4日から施行する。  
この規定は平成23年6月3日から施行する。  
この規定は平成24年6月8日から施行する。  
この規定は平成25年6月7日から施行する。  
この規定は平成28年6月8日から施行する。